



公 告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月21日

桜川市長 大塚秀喜



- 1 対象となる特定空家等の概要
 - (1) 所在地 茨城県桜川市岩瀬171番地2
 - (2) 用途 居宅
 - (3) 構造 木造平屋建
 - (4) 規模 延床面積 46.88㎡
- 2 所有者等に命ずる必要な措置の内容
措置の期限までに、当該建築物を除却すること
- 3 措置の期限
令和7年12月19日
期限までに措置が履行されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。
- 4 動産の取扱い
市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去し、処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、3措置期限までに搬出すること。
- 5 費用の徴収
市長等が、当該措置を行った場合、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する。
- 6 問い合わせ先
桜川市 建設部 都市整備課
電話：0296-58-5111